

7 基準等

(1) 人の健康の保護に関する環境基準（水質汚濁関係）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われ、各水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされている。各公共用水域が該当する水域類型の指定は、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の事務に関する政令」(平成5年11月19日政令371)に基づき、環境大臣もしくは都道府県知事が行う。

① 河川の基準値 (湖沼を除く)

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-

備考 (湖沼も下記1～4に準ずる。)

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 4 大腸菌数に用いる単位はCFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

② 湖沼の基準値（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道3級を利用目的としている地点については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2、3級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
" 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
" 2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
" 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(3) 環境基準に係る水域類型の指定

(令和5年3月31日現在)

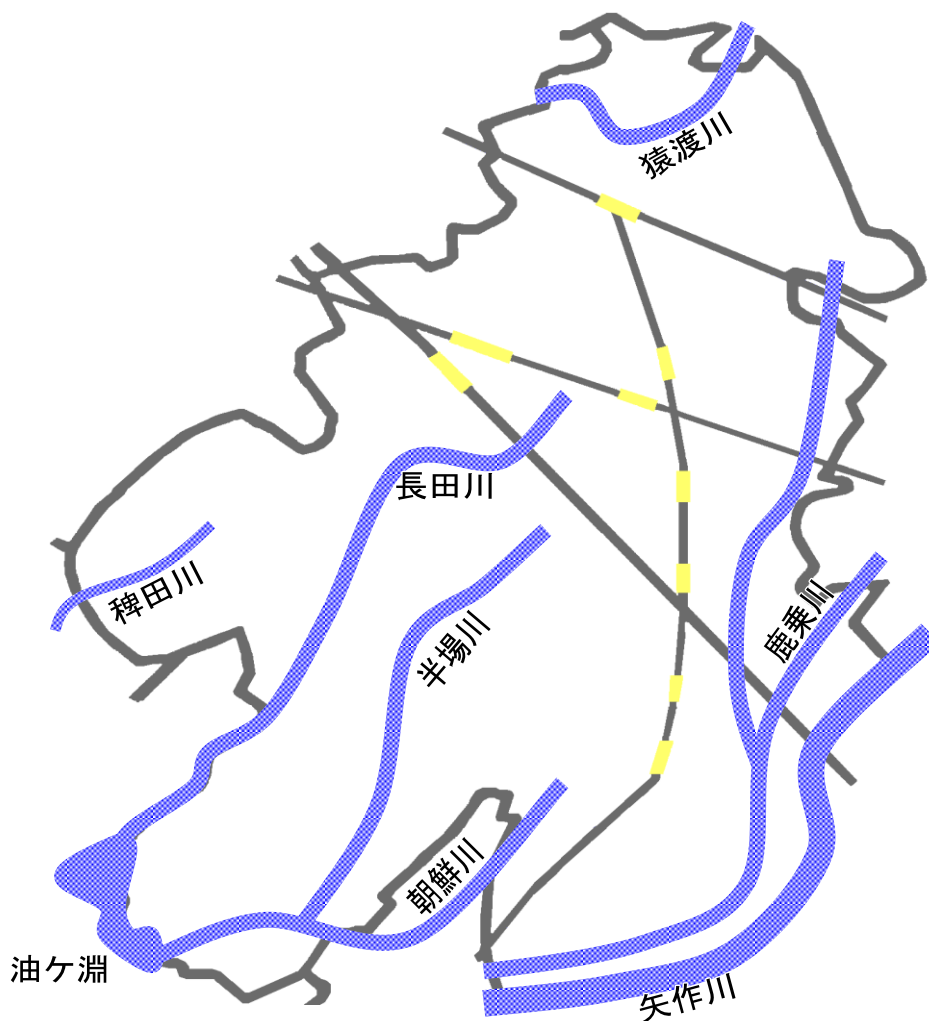
水域区分	水 域 名	該当類型	達成期間
矢作川水域	矢作川上流(1) (矢作ダムより上流の矢作川)	AA	イ
	矢作川上流 (矢作ダムから明治用水頭首工まで)	A	イ
	矢作川下流 (明治用水頭首工より下流)	A	イ
	鹿乗川(全域)	C	イ
境川等水域	猿渡川(全域)	C	イ
	朝鮮川(全域)	B	イ
	半場川(全域)	C	イ
	長田川(全域)	B	イ
	稗田川(全域)	C	イ
	油ヶ淵(全域)	B	イ

◆達成期間の分類は以下のとおり。

「イ」は、直ちに達成

「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成



(4) 騒音に係る環境基準

① 道路に面する地域以外の地域

地域の区分		時間の区分	基準値	
			昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
A類型	1種低住、2種低住	55	dB以下	45
	1種中住、2種中住 田園住居			
B類型	1種住居、2種住居 準住居、調整区域			
C類型	近隣商業、商業 準工、工業	60	dB以下	50 dB以下

(注) 環境基準とは、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準をいう。

② 道路に面する地域

地域の区分		時間の区分	基準値	
			昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
A類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60	dB以下	55 dB以下
B類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		65	dB以下	dB以下
C類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域				

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌日の6時）
70 dB以下	65 dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45 dB以下、夜間にあつては40 dB以下）によることができる。	

(注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- ① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
- ② 一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 m
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 m

(5) 特定工場等に係る規制基準

時間の区分			騒音 (d B)			振動 (d B)	
地域の区分			昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
騒音規制法	振動規制法	条 例	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～ 翌日の6時	7時～20時	20時～ 翌日の7時
第1種区域	第1種区域	1種低住、2種低住、 1種中住、2種中住、 田園住居	45	40	40	60	55
第2種区域		1種住居、2種住居、 準住居	50	45	40	65	55
第3種区域	第2種区域	調整区域	60	55	50	65	60
第4種区域		近隣商業、商業、準工	65	60	50		
		工業	70	65	60	70	65
		工専	75	75	70	75	70
		都市計画区域以外の地域	60	55	50	65	60

(6) 自動車騒音に係る要請限度

地域の区分			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌日の6時)
a	1種低住、2種低住、1種 中住、2種中住、田園住居	1車線	65 d B	55 d B
		2車線以上	70 d B	65 d B
b	1種住居、2種住居、準住 居、調整区域	1車線	65 d B	55 d B
		2車線以上	75 d B	70 d B
c	近隣商業、商業、準工、工業	1車線	75 d B	70 d B
		2車線以上	75 d B	70 d B
幹線交通を担う道路に近接する区域			75 d B	70 d B

(注) 要請限度とは、自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請する際の限度をいう。

(7) 道路交通振動に係る要請限度

区域区分		昼間 (7～20時)	夜間 (20～翌日の7時)
第1種	1種低住、2種低住、1種中住、2種 中住、1種住居、2種住居、準住居、 田園住居	65 d B	60 d B
第2種	近隣商業、商業、準工、工業、調整区 域	70 d B	65 d B

(8) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	
	環境基準	評価方法（特記がない限り長期的評価）
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した最高値を環境基準と比較する。 ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98% 目に相当するものを環境基準と比較する。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した最高値を環境基準と比較する。 ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるものを除外した最高値を環境基準と比較する。 ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (OX)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	(短期的評価) 年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下に維持されること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	同一地点で連続 24 時間サンプリングした測定値を算術平均した年平均値により評価。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	同一測定点における 1 年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価。

物質	環境上の条件		
	環境基準	評価方法	
		長期的評価	短期的評価
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	1 年平均値を環境基準と比較する。	1 日平均値の年間 98 パーセントイル値を環境基準と比較する。

(9) 悪臭防止法に係る規制基準及び規制地域区分

①臭気指数に係る規制基準

(ア) 敷地境界線における規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	1.2	1.5	1.8

(イ) 煙突等の気体排出口における規制基準

規制基準は、気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値

(ウ) 排水口からの排水に係る規制基準

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	2.8	3.1	3.4

(注) 臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍数（臭気濃度）から次式により算定される。

$$(\text{臭気指数}) = 1.0 \times \log_{10} (\text{臭気濃度})$$

(参考) 臭気指数1.0：ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数1.2～1.5：気をつければ分かる臭気（希釈倍数1.6～3.2倍）

臭気指数1.8～2.1：らくに感知できる臭気（希釈倍数6.3～12.6倍）

②規制地域

第1種地域：1種・2種低住、1種・2種中高住、1種・2種住居、準住居、田園、商業、近隣商業、準工業地域

第2種地域：工業地域

第3種地域：工業専用地域及び市街化調整区域